

後見人等ができる業務は、「**生活や療養看護に関する業務**」と「**財産の管理に関する事務**」があります。**法定後見**では、家庭裁判所が内容を決定し、**任意後見**では、契約する時に内容を相談して決定します。

生活や療養看護に関する事務

- 介護サービスの利用契約
- 医療(入退院)契約など
- 各種福祉サービスの利用契約

財産の管理に関する事務

- 不動産の管理・処分
- 預金・預貯金通帳・証券等の管理

法廷後見の3類型

- 後見** 日常的な買物も不安がある、または難しい。
- 保佐** 日常的な買物程度は一人で出来るが、重要な契約は難しい。
- 補助** 重要な契約も一人で出来るかもしれないが、出来れば誰かがお手伝いをした方が良い。

後見人等の報酬

- 法定後見** 本人の資力などにより家庭裁判所が決める。
- 任意後見** 契約時に内容と合わせて決める。

報酬の他に法定後見の場合は裁判所での手続き費用や鑑定、診断書作成費用、戸籍などの取得費用等。任意後見の場合、公証人への公正証書作成費用等がかかります。

行政書士とは

行政書士は、ビジネスや暮らしに関するいろいろな書類を作成しています。

- ・建設業などの各種許認可申請 ・自動車登録
- ・車庫証明書類 ・遺産分割協議書
- ・交通事故の調査、保険金請求、損害賠償請求の書類
- ・在留資格取得、変更、更新など
- ・法人設立に関する書類
- ・知的資産経営報告書の作成
- ・飲食店、古物商などの営業許可
- ・契約書、内容証明

お電話によるお問い合わせは

082-249-2480

※お電話によるお問い合わせは平日8:00~16:00
までとさせていただきます

広島県行政書士会では、
様々な無料相談会を行っています。
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.hiroshima-kai.or.jp/>



事務局

 **広島県行政書士会**

〒730-0037 広島市中区中町8番18号
(広島クリスタルプラザ10階)
TEL.082-249-2480 FAX.082-247-4927

私の事務所

成年後見制度 のご相談は

行政書士に
お任せください。



広島県行政書士会

成年後見制度は…

★この制度は、認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が十分ではない場合、日常生活を尊重しつつ、これらの方々の権利や財産を契約等で不利にならないよう、法律面や生活面から保護し、支援するものです。

例えば…

- ・家を売りたいとき
- ・福祉サービスを受けたいとき
- ・財産分割をしたいとき

など、財産管理や契約、施設の申し込みを本人に代わって行ったりします。

★法務局に成年後見登記されますが、審判内容は戸籍には記載されません。
(プライバシーは保護されます。)

★現在判断能力に問題がない方々には、公正証書によって行われる**任意後見契約**という制度もあります。

★家庭裁判所により選任される「後見監督人」がいるので、後見人の仕事がチェックされ、安心して支援を受けられます。

成年後見制度の種類

法定後見

現在、判断能力が十分ではない

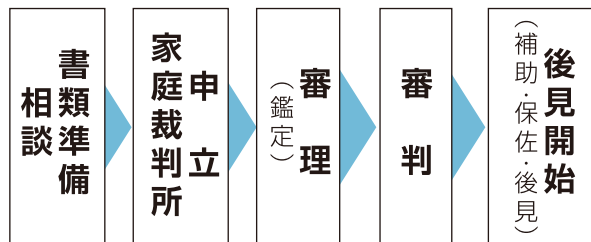
家庭裁判所への申し立てにより、適していると認められる人を、後見人等を選びます。ご本人の判断能力に応じて**補助・保佐・後見**の三つの類型があり、それにより行う業務の内容が異なります。

任意後見

現在、判断能力に問題がない

判断能力があるうちに、任意後見人を定め、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。

成年後見制度のしくみ



本人の判断能力について鑑定を行うことがあり、書類の準備から審判まで約3ヶ月～半年以上の期間が必要です。
また、後見人、保佐人、補助人は家庭裁判所に事務の報告をします。



生前事務委任と死後事務委任は必要に応じて追加し、本人の判断能力が低下した時に家庭裁判所に監督人選任の申立をします。
また、判断力低下前は本人に、低下後は監督人に事務の報告をします。

Q & A あなたの不安に お答えします。

Q 将来、認知症が進んで、年金の受け取りや医療費の支払いができなくなったらどうするの？

A 元気な今のうちに、年金の受け取りや入院の手続き、病院への支払い、また、支払いのための財産の売却・賃貸などの委任について、**任意後見契約**で決めておけば安心です。

Q すでに認知症が進んでいる父がいるのですが…

A まず、お父さんに判断能力があるかどうかを判定します。その結果、判断能力が不十分と判断された場合、家庭裁判所に対して**法定後見**開始の申し立てをします。その後、後見人がお父さんをサポートします。

高齢者の方、障がい者の方の
この制度の利用等について
様々な相談を受け付けております。
遠慮なくご相談ください。

